

○松本市住宅・建築物耐震診断事業実施要綱

平成16年9月1日

告示第291号

改正 平成20年8月7日告示第483号

(題名改称)

平成22年3月31日告示第184号

平成22年7月21日告示第452号

平成26年3月31日告示第98号

平成28年3月31日告示第127号

令和2年3月26日告示第90号

令和3年3月24日告示第114号

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発を図るとともに必要に応じて耐震改修の実施の促進を図るため、予算の範囲内で耐震診断士を派遣し耐震診断を行うことにより地震による住宅及び建築物の倒壊の被害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に市内に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。以下同じ。）

イ 木造在来構法又は木造伝統的構法

ウ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

(2) 避難施設 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に市内に着工された建築物

イ 松本市地域防災計画に基づく、避難施設に準じる町会一時集合場所として指定された町内公民館

(3) 長野県木造住宅耐震診断士（以下「診断士」という。） 長野県知事が備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。

(4) 精密耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、

既存木造住宅の地震に対する安全性を評価すること並びに建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年国土交通省告示第184号)の規定に基づき、避難施設の地震に対する安全性を評価することをいう。

(5) 総合評点 耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表第1の区分によるものをいう。

(事業の実施)

第3条 市長は、既存木造住宅又は避難施設の所有者のうち、希望する者に診断士を派遣し、次条に規定する事業を行うものとする。

2 前項の事業に係る費用は、松本市が負担するものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 既存木造住宅の所有者のうち、耐震性能を向上させるための補強工事を実施する意思のある者から希望があった場合に行う耐震診断

(2) 避難施設の所有者のうち、耐震性能を向上させるための補強工事を実施する意思のある者から希望があった場合に行う耐震診断

(業務の委託)

第5条 市長は、前条の事業の全部又は一部を委託することができる。

(申請等)

第6条 第4条第1号及び第2号に規定する耐震診断を希望する者は、別に定める耐震診断意向確認票を、市長に提出しなければならない。

(診断士の派遣)

第7条 市長は、前条の確認票を受理したときは、当該申請の内容を審査の上派遣の可否を決定し、申請者に診断士派遣通知書により通知するものとする。

2 診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由を明示し当該申請者に診断士を派遣しない旨の通知をするものとする。

3 市長は、第1項の規定による診断士派遣通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の中止等)

第8条 診断士の派遣の通知を受けた者(以下「診断対象者」という。)は、事情により耐震診断を中止し、又は取りやめるときは、速やかに、市長にその旨を報告しなければならない。

(診断士の派遣の取消し)

第9条 市長は、診断対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、診断士の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により診断士の派遣通知書を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(診断費用の支払い)

第10条 市長は、前条の規定により派遣を取り消した場合、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて診断対象者に対し、その診断にかかった費用の支払いを命ずることができる。

(診断対象者に対する指導)

第11条 市長は、診断対象者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(事業の期間)

第12条 事業の実施期間は、平成16年9月1日から令和8年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年9月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(松本市木造住宅耐震診断補助金交付要綱の廃止)

3 松本市木造住宅耐震診断補助金交付要綱(平成9年告示第67号)は、廃止する。

(波田町の編入に伴う経過措置)

4 波田町の編入の日前に、波田町住宅耐震診断事業実施要綱(平成19年波田町要綱第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成20年8月7日告示第483号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の松本市住宅耐震診断事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日告示第184号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成22年7月21日告示第452号）

この告示は、平成22年7月21日から施行し、この告示による改正後の松本市住宅・建築物耐震診断事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日以後の耐震診断事業から適用する。

附 則（平成26年3月31日告示第98号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第127号）

この告示は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（令和2年3月26日告示第90号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の松本市住宅耐震診断事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月24日告示第114号）

この告示は、令和3年3月24日から施行する。

別表第1（第2条関係）

総合評点	判定
1.5以上	安全と思われます。
1.0以上 1.5未満	一応安全と思われます。
0.7以上 1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。